

加入申請時のQ&A

(世帯加入状況報告書の書き方・住民票の取り方について)

加入申請書裏面の「世帯加入状況報告書」について

Q. 世帯加入状況報告書の記載は必要？

A. **新規加入者を含め**、住民票に記載のある**世帯全員**の健康保険の加入状況をご記載ください。
また、新規加入者の方は、**当組合加入直前の健康保険**を記載してください。

※国民健康保険法に基づき、同一世帯内で**当組合と市町村国保**に分かれて加入することはできません。どちらか一方に世帯単位で加入することになります。

国民健康保険被保険者加入申請書

| 被保険者証記号 | 番号 |
|---------------|-----------|
| 加入者氏名 | 資格区分 |
| 国保 太郎 | 国民健康保険 本人 |
| 性別 | 生年月日 |
| 男 | 431 |
| 個人番号 (マイナンバー) | |
| XXXXXXXXXX | |

必ずご記載ください!

世帯加入状況報告書

住民票に記載されている組合員本人を含む全員の健康保険加入状況を記入してください。
※同一世帯で市町村国保加入者がいる場合は、国民健康保険法第19条に基づき、その家族も
包括して加入する必要があります。
※新規加入者の方は、当国保組合加入直前の健康保険を記入してください。

| 氏名・性別 | 生年月日 | 現在加入の健康保険(○を付けてください) | 職業 | 勤務先名称 |
|---------|------|----------------------|-----|-------|
| 国保 太郎 男 | 431 | 市町村国保 国民健康保険 | 会社員 | ▲▲事務所 |
| 国保 一郎 女 | 3711 | 市町村国保 国民健康保険 | 会社員 | △△会社 |
| 国保 花子 女 | 3821 | 市町村国保 国民健康保険 | 主婦 | |

添付書類の住民票について

Q. 住民票は加入する本人の名前があればいい？

A. 上記の内容を確認するために、必ず**世帯全員記載の住民票原本**をお取りいただき、住民票に記載がある方の健康保険の加入状況を確認させていただいております。

※1人世帯であっても、世帯全員記載の住民票(但書に「世帯全員の住民票」と証明のあるもの)が必要になります。世帯に他の者がいないという確認に必要ですので、住民票をお取りいただく際にご確認ください。

Q. 住民票の個人番号表記は省略してもいい？

A. 加入する方の個人番号が省略されている場合は、住民票の他に**個人番号カードの裏面の写し**又は**通知カードの写し**を添付してください。個人番号が表記されている住民票であれば、個人番号カードの写し等は不要です。

Q. 住民票記載事項証明書でも代わりになるか？

A. 「住民票記載事項証明書」は「住民票」と証明の内容が異なります。必ず**世帯全員記載の住民票原本**の添付をお願いいたします。

各種申請のお手続きについて

新年度にあたり、従業員の雇用・退職、家族の就学や就職、引っ越しなどがあつた時は、当組合に届出が必要になります。届出が必要かご確認のうえ該当する場合は**14日以内**に届出をしてください。

| 加入するとき | |
|---|--|
| ★従業員を雇用したとき・同居する家族が増えたとき・同居家族が他の健康保険組合をやめたとき等 | |
| 税理士が加入するとき | 国民健康保険被保険者加入申請書(様式第1号の1(A)) 世帯全員記載と証明のある住民票原本 個人番号確認書類(マイナンバーカードや通知カードのコピー)* 身元確認書類(マイナンバーカードのコピー・免許証のコピー・パスポートのコピー等) |
| 勤務税理士・職員・家族が加入するとき | 国民健康保険被保険者加入申請書(様式第1号の1(A)) 世帯全員記載と証明のある住民票原本 加入者全員の個人番号確認書類(マイナンバーカードや通知カードのコピー)* |
| 75歳以上の方が加入するとき(組合員のみ) | 国民健康保険組合の組合員(75歳以上)資格取得届出書(様式第1号の1(C)) 世帯全員記載と証明のある住民票原本 誓約書及び身元確認書類(税理士加入時)、勤務証明書(勤務税理士加入時)、雇用証明書(職員加入時) |

*加入される方の住民票に個人番号が記載されているときは添付不要です。
◎住民票は発行から3か月以内のもので、住民票記載事項証明書は不可。(75歳以上は個人番号記載不要)
◎税理士法人事業所、従業員が常時5人以上いる個人事業所は、従業員の加入申請時に**健康保険適用除外承認申請書**の提出が必要です。
◎同一住民票の方が、税理士国保と市町村国保に分かれて加入することはできません。ご注意ください。(国保法第19条)

| やめるとき | |
|--|--|
| ★従業員が退職したとき・引っ越しなどで同居家族が転出したとき・同居家族が他の健康保険組合へ加入したとき等 | |
| 0~74歳の方がやめるとき | 国民健康保険被保険者喪失届出書(様式第1号の1(B)) やめの方の「資格確認書」「限度額適用認定証」のうちお持ちのもの全て |
| 75歳以上の方がやめるとき | 国民健康保険組合の組合員(75歳以上)脱退届出書(様式第1号の1(D)) やめの方の「組合員証」 |

◎資格確認書等を紛失された方は、「添付不能・滅失届(様式第1号の15)」を併せて提出してください。

| その他 手続きが必要なケース | |
|----------------------------|---|
| ★自宅住所または氏名が変わったとき | |
| 自宅住所・氏名変更 | 自宅住所・氏名変更届(様式第1号の7) 変更後の世帯全員記載の住民票原本 変更される方の「資格確認書」「限度額適用認定証」「組合員証(75歳以上の方)」のうちお持ちのもの全て |
| ★就学などにより組合員の世帯から住民票を移動したとき | |
| 修学の場合 | 国民健康保険法第116条該当届(様式第1号の4(B)) 在学証明書原本又は学生証のコピー 分離先の世帯全員記載の住民票原本 異動される方の「資格確認書」「限度額適用認定証」のうちお持ちのもの全て |
| 入所・入院等の場合 | 国民健康保険法第116条の2該当届(様式第1号の4(A)) 分離先の世帯全員記載の住民票原本 入所・入院等が証明できるもの 異動される方の「資格確認書」「限度額適用認定証」「組合員証(75歳以上の方)」のうちお持ちのもの全て |

※住民票は発行から3か月以内のもので、住民票記載事項証明書は不可。(個人番号記載不要)

申請書につきましては当組合ホームページより最新の様式をダウンロードして使用ください。